



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成18年2月6日

長野県知事 田中康夫

平成18年1月23日表彰 建設事業功労

受賞者氏名

大磯守昭

林太一

建築管理課

公告

佐久市土地改良区の新規土地改良事業（佐久東部地区）施行認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年2月6日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 縦覧に供する書類

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 定款の写し

2 縦覧の期間

平成18年2月7日から3月6日まで

3 縦覧の場所

佐久市役所

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年2月6日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1 (1) 許可番号 平成17年8月29日

長野県指令17建第3-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘堅石字西原1259の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘堅石6-1 高尾 龍一

2 (1) 許可番号 平成17年9月14日

長野県指令17建第3-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字西田561-1、563、564、565、566、567、569、570、572、573、574

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

諏訪市大和3丁目3番5号 セイコーエプソン株式会社
代表取締役社長 花岡 清二

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年2月6日

長野県知事 田中康夫

1 許可番号 平成17年12月21日

長野県指令6建第7-12号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市大字宮川字大悦9683-1、9690、9691、9692、9693-1、9700、9701、9702、9714-イ-1、9714-イ-2、9714-ロ、9715、9715-2、9716-1、9716-2、9717、9718、9719、9720、9721、9722、9723、9724、9726、9740、9741、9742-1、9743-1、9743-2、9743-3、9743-4、9743-5、9744-1、9744-2、9744-3、9745、9746-1、9746-2、9746-3、9746-4、9746-5、9747、9748、9749-1、9749-2、9750、9752-1、9752-2、9752-3、9752-4、9752-5、9752-6、9752-7、9753、9753-2、9763、9764-1、9765、9800-3、9683-1先、9702先、9744-3先、9752-2先、9765先（第2工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茅野市塚原2-6-1

茅野市土地開発公社 理事長 伊藤 勝

建築管理課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、長野県道路公社ほか32団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成18年2月6日

長野県監査委員 丸山 勝 司
 同 樽川 通 子
 同 東方 久 男
 同 高橋 宏

財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助等を行った団体について、平成16年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、次の基準により33団体を選定し、平成17年11月1日から同年12月9日までの間に実施しました。

- (1) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (2) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出えんを受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証(借入金の元金又は利子の支払の保証)を受けている団体
- (4) 県から1,000万円以上の委託金を受けて公の施設を管理している団体

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により17団体については実地監査を、16団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

4 監査の結果

監査対象団体ごとの監査結果は、次のとおりです。

指摘事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして改善を指示したものです。

指導事項は、指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したものです。

検討事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたものです。

また、監査の結果に意見を添えました。

(1) 実地監査

監査団体名	長野県道路公社		NO. 1
監査年月日	平成17年11月1日	所管部局	土木部
監査対象事項	1 出資金(県100%出資)	21,952,700,000 円	
	2 補助金(災害復旧事業(白馬長野有料道路))	150,000,000 円	
	3 損失補償(通行料減額による収入損失の補償金)	5,000,000 円	
	4 借入金債務保証	26,633,048,336 円	
監査結果	指導事項 1 道路資産の減価償却 道路については、通常の減価償却は行われておらず、昭和63年の国の通知に基づき、路線ごとの収支差益を貸借対照表上に「償還準備金」として計上することとされています。この点については前回監査で「分かり易い財務諸表となるよう会計基準の改正について関係機関等への要請を検討してください。」との検討事項を示したところですが、実現しなかったとのことです。 国の会計基準の改正は困難としても、公社会計規程ではこの会計処理を「減価償却」と表記しており、誤解を生じる可能性があるため、会計規程の改正を検討するとともに、財務諸表に注記するなど、可能な対応を取ることが必要です。 2 道路資産以外の有形固定資産の減価償却 道路資産以外の有形固定資産については減価償却を実施し、財務省令に定める耐用年数によることとして会計規程に定めています。財務省令は平成10年に改正(例えば、鉄筋コンクリート造の事務所の耐用年数は65年から50年に短縮)されていますが、公社では、改正前の耐用年数により減価償却されていました。改正後の耐用年数に基づく減価償却を実施すべきです。また、平成16年度までの減価償却不足の累計額は、1億22万余円であり、平成17年度に過年度減価償却額として一括計上することが必要です。		
意見	1 改革実施プランの実施状況 改革実施プラン(平成16年9月)によると出資金219億余円の返還免除を前提に借入金を分割返済して、平成26年度末に道路公社が管理する有料道路全路線の無料開放と公社廃止を実行するとしています。 平成17年3月31日現在、借入金が266億余円、返済財源として資金や積立資産(内部留保金)が143億余円となって		

おり、改革実施プランどおりに推移しています。

公社の財務諸表は道路資産に正規の減価償却を実施しないで損益計算書の当期剰余金がゼロとなるように引当金を計上し、剰余金又は欠損金が生じませんので、財務諸表からは財政状態や経営成績を正しく判断できません。これに代わるものとして、本県では改革実施プランを着実に実行しているか否かについて進行年度ごとに検証することが重要です。今後、公社は毎年度、事業報告書やインターネットにおいて改革実施プランの実施状況を簡潔明瞭に記載表示して県民の理解を得る必要があります。

2 経営改善の状況

公社は平成16年度に4路線で昼間100円、夜間無料(ただし、白馬長野有料道路は夜間のみ)とする料金値下げを実施しています。これと並行して県派遣職員を極力減らした結果、人件費が平成14年度は3億2,200万余円に対し、平成16年度は1億8,800万余円となり1億3,300万余円だけ削減されました。また、料金徴収業務の委託方式を平成17年度に随意契約から一般競争入札とした結果、9,600万余円の委託料削減が見込まれています。その他、改革実施プランに示された経営改善が着実に実行されていると認められます。

今後は更なる改善により、改革実施プランを上回る成果が得られるよう従業員の活躍を期待します。

監査団体名	財団法人長野県農業開発公社		NO. 2
監査年月日	平成17年11月1日	所管部局	農政部
監査対象事項	<p>1 出資金</p> <p>(1) (財)長野県農業開発公社推進拡充基金造成出資金(県100%出資) 313,000,000 円</p> <p>(2) (財)長野県農業開発公社農用地利用増進対策資金造成出資金 344,800 円</p> <p>2 補助金(農地保有合理化事業補助金) 123,926,690 円</p> <p>3 損失補償((社)全国農地保有合理化協会からの融資に対する損失補償)</p> <p>(1) 長期育成資金 3,364,060 円</p> <p>(2) 担い手育成資金 514,506,530 円</p>		
監査結果	<p>検討事項</p> <p>1 保有農地の対応 保有農地のうち、過年度に取得したまま5年以上経過し、売却できない用地が、約100件14億余円(帳簿価額。全体残高の46%)。平成16年度の過年度取得分の期中売却額の2.2倍)に上っていますので、早期売却を検討してください。</p> <p>2 欠損引当金の計上額 流動資産の用地に係る欠損引当金の計上額が過少であると考えられますので、必要十分な引当てを行って内部資金の充実と機動的な売却姿勢の財務的な担保を検討してください。</p>		
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況 農業構造政策関連業務の効率性向上と人件費削減のため、平成16年度から農業会議と事務局を統合し、部長1名、臨時職員2名の削減、支所の統合など一定の成果が出ました。 平成18年6月を目途とする社団法人長野県農業担い手育成基金との統合は、同法人の手続き待ちの状況です。農業担い手の育成や農地流動化の促進支援のため農業会議との統合が可能となるよう国へ働きかけるなど、引き続き改革基本方針の実現に向けて努力してください。</p> <p>2 市町村における農業委員会は、農地転用の審査業務が中心となり、担い手育成や農業開発公社の仕事との関わりが薄いように見受けられます。農業委員の研修などをとらえて、公社からも情報提供を行ってください。</p>		

監査団体名	財団法人長野県文化振興事業団		NO. 3
監査年月日	平成17年11月2日	所管部局	生活環境部
監査対象事項	<p>1 出資金(県100%出資) 20,000,000 円</p> <p>2 補助金(長野県文化会館音楽文化普及事業補助金) 10,969,000 円</p> <p>3 負担金(5,500,000円)</p> <p>(1) 芸術鑑賞促進事業共催負担金 5,000,000 円</p> <p>(2) 芸術鑑賞普及啓発事業共催負担金 500,000 円</p> <p>4 管理運営等委託料(1,580,142,172円)</p> <p>(1) 文化会館・創造館 968,626,156 円</p> <p>(2) 信濃美術館 214,392,796 円</p> <p>(3) 長野県立歴史館 397,123,220 円</p>		
監査結果	<p>1 指導事項 次のとおり、不備な事項がありましたので改善してください。</p> <p>(1) 現金出納簿の作成 現金出納簿(県条例使用料分)を作成していない機関がありました。(県との委託契約書第11条)(伊那文化会館、長野県立歴史館)</p> <p>(2) 支出負担行為の事前審査 長野県財務規則を準用するとして「支出負担行為の事前審査」を実施していない機関がありました。(県民文化会館(但し、1,000万円以上の委託料については実施されていました。)、飯田創造館、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館)</p> <p>(3) 施設使用料の減免 施設使用料の減免に係る事務処理において、減免承認の手続きを、申請受付担当者限りの判断で行っている機</p>		

	<p>関がありました。(佐久創造館、飯田創造館)</p> <p>(4) 産業廃棄物管理票の整備 修繕工事に伴い発生した産業廃棄物の産業廃棄物管理票(マニフェスト)を整備していない機関がありました。(県民文化会館)</p> <p>(5) 受領現金の保管 施設使用料の収受において、受領現金を数日間事務室内金庫に保管していた機関がありました。(飯田創造館)</p> <p>(6) 必要帳簿の整備 団体に備え置くべき帳簿(支出予算整理簿(財務規程第32条第3項))が備えられていない機関がありました。(飯田創造館)</p> <p>(7) 財務諸表等の作成 事業団財務規程第46条に定める財務諸表附属書類の一部(前受金明細表、備品内訳)が作成されていません。(事業団本部)</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 理事会の開催 現行年2~3回の理事会開催は少な過ぎます。改革を進める大事な時期ですから、現行の2倍以上の回数の開催を検討してください。</p> <p>(2) 評議員及び評議員会の設置 評議員及び評議員会の設置について引き続き検討してください。</p> <p>(3) 修繕工事に係る契約方法 700万円を超える2件の修繕工事(舞台装置、音響設備)において、一者による随意契約で実施されていました。できる限り競争入札とするよう検討してください。(県民文化会館)</p> <p>(4) 外部監査の実施 収支決算額が10億円を超えていますので、「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づく公認会計士等による監査を受けるよう検討してください。</p>
<p>意見</p>	<p>1 改革基本方針の実施状況 平成17年度から歴史館が県直営化されました。平成18年度から指定管理者制度への移行並びに県派遣職員を事務局員及び学芸員等に限定するための必要な準備を進めていることから改革基本方針どおりに進行していると認められます。</p> <p>2 包括外部監査結果に対する措置状況 平成17年3月、「芸術文化振興事業に係る公の施設の管理について」包括外部監査結果が提出されました。委託料、固定資産管理、長期修繕計画、利用者増加対策及び使用料等有用な意見を受け、直ちに取り組み可能な事項は改善が進んでいます。取り組み中の事項及び長期の検討を要する事項についても適切な対応を求めます。</p> <p>3 環境変化に対する対応状況 事業団は県の文化施設管理運営主体として中心的役割を担って来ましたが、今後も期待されています。指定管理者の1団体としての受託を目指すとともに、「改革基本方針」「包括外部監査」により改革の具体的な方向性が示されました。平成17年3月に「改革理念」が示され、戦略目標としてサービス改革、事業改革、経営改革及び意識改革の4つの戦略目標が示されたことは評価できます。既に効果が発現した項目はホームページ等で公開し県民への理解を求めて下さい。今後、更なる具体的な成果を期待します。 また、県の芸術文化振興政策として第2次中期総合計画が平成16年度で終了しましたが、その検証や平成17年度以降の具体的な計画が示されていない状況ですから、事業団の役割も県の計画次第で大きな変化が予想されます。指定管理者として他の民間団体との公平性や競争性が求められることからこうした環境変化に耐えうるマネジメントをプロパー職員中心に構築されることを期待します。</p> <p>4 財政難の折には、文化活動へのしわ寄せは厳しいものがありますが、伝統芸能等、未来への文化の継承も考えてください。</p>

<p>監査団体名</p>	<p>しなの鉄道株式会社</p>	<p>NO. 4</p>
<p>監査年月日</p>	<p>平成17年11月16日</p>	<p>所管部局 企画局</p>
<p>監査対象事項</p>	<p>1 出資金 2 補助金(鉄道近代化施設整備費補助金) 3 損失補償(しなの鉄道設備投資資金等借入金)</p>	<p>12,126,500,000 円 10,298,000 円 1,612,000,000 円</p>
<p>監査結果</p>	<p>指摘事項等はありませんでした。</p>	
<p>意見</p>	<p>1 減損会計導入による資産の評価替え並びにこれに伴う損失解消策としての増資及びこれに続く減資は当を得たものとして評価します。会社は民間感覚による経営、プロパー職員の育成など望ましい方向に向かっていきます。しかし、これらによって会社の経営が楽観できるものではありません。今後とも県などの行政と協力してさまざまな課題に対応してください。</p> <p>2 ローカル線や、ゆっくり、ゆったりの旅が見直されている今、様々なアイデアを出し、地域の行事などを活用して広く県内外に営業PRしてください。</p> <p>3 篠ノ井駅から長野駅までの間の営業権の引渡しを、東日本旅客鉄道株式会社に対して強く要請してください。</p>	

監査団体名	財団法人長野県暴力追放県民センター		NO. 5
監査年月日	平成17年11月2日	所管部局	公安委員会
監査対象事項	1 出資金 2 補助金(長野県暴力追放センター補助金)		309,030,000 円 19,001,641 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況 暴力追放に向け、自発的意思に基づく民間運動の推進を掲げていますが、具体的な対応が遅れています。高い理想の実現に向けて、自助努力するとともに、財源面での現実的な対応を進めていくことが必要です。</p> <p>2 賛助会員制度の普及 平成19年度からの県補助金の廃止に向け、主な収入源確保のため賛助会員制度の普及を強力に進める必要があります。そのため、県民の理解を得るには、日頃住民と接している第一線の警察官の声をよく聞き、連携してセンターの存在や業務内容を普及していく取組みが必要です。一般県民に対し、協力を依頼していくべきです。</p>		
監査団体名	財団法人長野県中小企業振興公社		NO. 6
監査年月日	平成17年11月1日	所管部局	商工部
監査対象事項	<p>1 出資(出えん)金(362,000,000円)</p> <p>(1) 設備貸与事業出資金 5,000,000 円</p> <p>(2) 中小企業情報センター事業(情報化基盤整備基金出えん金) 300,000,000 円</p> <p>(3) 草の根創業支援事業(草の根創業支援基金出えん金) 57,000,000 円</p> <p>2 補助金(473,889,278円)</p> <p>(1) 中小企業振興公社運営費(運営事務費)補助金 219,233,728 円</p> <p>(2) 中小企業振興公社運営費(設備資金貸付事業)補助金 1,188,240 円</p> <p>(3) 中小企業振興公社運営費(下請中小企業取引情報提供等事業)補助金 87,481,852 円</p> <p>(4) 中小企業振興公社運営費(中小企業情報センター事業)補助金 36,157,500 円</p> <p>(5) 中心市街地商業活性化推進事業補助金 3,000,000 円</p> <p>(6) 中小企業振興公社運営費(中小企業支援センター事業)補助金 126,827,958 円</p> <p>3 貸付金(1,099,631,992円)</p> <p>(1) 中小企業設備貸与資金貸付金(県単独設備貸与事業分) 17,610,052 円</p> <p>(2) 小規模企業者等設備導入資金(設備導入貸与資金) 819,676,940 円</p> <p>(3) 小規模企業者等設備導入資金(設備導入貸付資金) 262,345,000 円</p> <p>4 負担金(海外駐在員事務所の運営経費負担金) 19,507,000 円</p> <p>5 損失補償(設備貸与事業損失補償契約) 239,616,500 円</p> <p>6 委託料(長野県中小企業情報センター管理委託) 51,228,905 円</p>		
監査結果	<p>1 指摘事項 「公益法人会計基準」(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定)に準拠した計算書類の作成 公社は、財団法人全国中小企業設備貸与機関協会が定めた「設備貸与機関標準会計基準」(以下この団体につき、「基準」という。)に準拠してきたとされています。基準は特別損失に計上した準備金繰入が正味財産に含まれていたり、貸倒引当金計上基準が昭和57年中小企業庁長官通達以来見直されていない等現状に即した改定が行われておりません。また、公社は当期剰余金をゼロとする計算書類を作成するため貸倒引当金や負債性のない準備金を操作したり、注記事項を省略する等、基準に準拠しておりません。さらに、公社の会計規程は基準と異なる財務諸表の作成を求める等整合性がありません。前回指導事項としたところですが早急に公社は「公益法人会計基準」に準拠した計算書類を作成してください。その際、「事業管理調整費特別会計」は廃止すべきです。</p> <p>2 指導事項 (1) 評議員会の設置 前回検討事項としたところですが監査日(11月1日)現在設置されていません。速やかに設置してください。 (2) 貸倒引当金等の計上不足 前回金融会計基準に準じて資産査定を行い適正な貸倒引当金の計上を要請したところですが当期剰余金が生じないように調整しており、改善が見られません。多額の追加計上が見込まれます。 また、準備金名義の科目も抜本的見直しが必要です。 (3) 草の根支援事業の活用と基金の処理 平成14年度から2年間に県から5,700万円が出えんされているにもかかわらず、公社が出資したのは平成16年度末現在で1件1,000万円にとどまっており、十分に活用されていません。また、出えん金を貸借対照表の剰余金の部に計上しています。剰余金ではありませんので修正すべきです。</p>		
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況 平成17年4月より公募による民間から専務理事の登用がなされ、県派遣職員も24名から3名と縮減されました。組織は部課制を廃止し、チーム制を導入する等、自立化や効率化を進めています。事業は支援センター事業に選択集中する等、顧客満足度向上を目指しています。改革基本方針にそって執行されていると認めます。</p> <p>2 指摘事項に記しましたように、計算書類作成等の不備がありました。これを改善するために、職員の研修の充実、監事監査の強化及び外部監査の導入を求めます。</p>		

監査団体名	財団法人長野県建設技術センター		NO. 7
監査年月日	平成17年11月2日	所管部局	土木部
監査対象事項	出えん金		5,000,000 円
監査結果	<p>指導事項</p> <p>業務委託に係る契約 中部横断自動車道路に関する業務委託において、委託の内容を明示した仕様書等がないため、測量の委託内容の詳細が一部不明確のまま検収されていました。また、変更契約に際し、発注者における変更金額の積算を行わず受注者の見積もりによって変更契約を行っている事例や一者による随意契約の理由が適切でないものがありましたので改善してください。</p>		
意見	<p>改革基本方針の実施状況</p> <p>公共工事の施行監理業務などへ民間事業者が参入しやすい環境を整えるため、積算業務などの発注者補完業務や災害緊急積算業務を除いて民間発注が進んでいます。平成16年度からは県職員の派遣も廃止され、平成17年度からは理事長への県土木部長の兼務も廃止され、県の人的関与は終了しており、評価できます。</p> <p>今後は、町村における公共工事施行監理の支援を強化することとしています。</p>		
監査団体名	松本空港ターミナルビル株式会社		NO. 8
監査年月日	平成17年11月16日	所管部局	企画局
監査対象事項	<p>1 出資金</p> <p>2 貸付金(長野県地域総合整備資金貸付金)</p>		<p>250,000,000 円</p> <p>65,920,000 円</p>
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 取締役会の開催 平成16年度においては、取締役会が年2回しか開催されていません。テナント確保策、賃貸料の検討及び修繕計画の検討等、経営状況の推移に基づく重要事項の審議を行うことが必要です。(商法第260条第4項)</p> <p>2 計算書類の記載 計算書類上、「記載方法の変更」に関する注記を記載する必要があります。</p> <p>3 経理規程の規定どおりに実施されていない次のような会計事務処理がありましたので改善してください。</p> <p>(1) 月次仮決算の実施 毎月の合計残高試算表の作成は行われていますが、月次仮決算が行われていません。(第62条)</p> <p>(2) 予算の策定 予算編成の実施(第73、74条)を規定し、また、予算編成方法は別に定める(第75条)とされていますが、比較損益計算書(1年間の実績見込み)があるのみで、予算の策定が行われていません。また、予算編成方法も定められていません。</p> <p>(3) 内部監査の実施 内部監査に関する手続き・報告書は別に定める(第78条)とされていますが、定められておらず、内部監査は実施されていません。</p> <p>(4) 金銭の残高確認 現金・預金の確認事務(第22条)においては、「毎日、毎月の金銭の残高確認」を経理責任者は行っていません。</p> <p>(5) 資産の廃棄処理 年度中途の資産廃棄(第49条第3項)においては、「除却月まで減価償却を行う」となっていますが、全額除却損として処理していました。</p>		
意見	<p>改革基本方針の実施状況</p> <p>「活性化事業の充実を図る」としていますが、平成16年度の空港利用者数はピーク時の45%に落ち込んでいます。</p> <p>「県は筆頭株主としての責任を踏まえ、経営改革に関与し、将来的には、ターミナルビルの経営基盤が安定し、健全経営の見通しがたった段階において、株式の第三者への譲渡等の見直しを行っていく。」とされていますが、乗降客数減少が入居テナントの店舗経営に影響し、健全経営の見通しがたったとは言えません。</p>		
監査団体名	財団法人塩尻・木曾地域地場産業振興センター		NO. 9
監査年月日	平成17年11月16日	所管部局	商工部
監査対象事項	<p>1 出えん金</p> <p>2 貸付金(中小企業高度化資金貸付金)</p>		<p>10,000,000 円</p> <p>564,500,000 円</p>
監査結果	<p>指導事項</p> <p>財務規程の改定 財務規程に「公益法人会計基準」に準拠する旨の定めが無いので追加してください(第2条関係)。また、剰余金処分計算書の作成は不要なので削除してください(第55条関係)。</p>		
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況</p> <p>「経営状況の改善を図る中で、公益法人としての事業内容の見直し、収益部門の株式会社化を含めた財団自体の</p>		

意見	<p>あり方について検討を進めるよう、引き続き要請していく。」とされています。平成4年設立後の過大投資のため、平成17年3月末の長期借入金が3億9,375万余円あり、当該改革基本方針の具体化が困難となっています。</p> <p>2 支援状況と課題 塩尻市(旧榑川村)の運営費補助金4,000万円及び県からの高度化資金借入金(未償還額)3億4,698万余円の無利息が経営に寄与しています。常勤役職員は経営改善に取り組み評価できます。</p> <p>県からの高度化資金借入金は平成26年までに分割返済が条件となっており、毎年4,134万余円(返済計画は、平成17～24年度4,134万余円、平成25年度1,625万余円)の返済は現状では困難であることから、返済可能額を考慮した返済期限延長等の条件変更が必要です。</p> <p>経営改善に向けて、権兵衛トンネルの開通等に対応した地場製品の普及や伝統木曾漆器の育成、さらには、地域住民や観光客の寄合所としての活用策を図ることが重要です</p>
----	---

監査団体名	財団法人飯伊地域地場産業振興センター	NO. 10
監査年月日	平成17年11月17日	所管部局 商工部
監査対象事項	出えん金	5,000,000 円
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 「公益法人会計基準」に準拠していない条項 寄附行為及び会計規程において、次のような「公益法人会計基準」に準拠していない条項がありましたので改正してください。</p> <p>(1) 剰余金処分条項の削除 基準には利益処分という概念はありませんが、寄附行為第30条に「剰余金の処分」の条項が設けられています。</p> <p>(2) 貸借対照表の表示区分の修正 基準では貸借対照表は資産、負債及び「正味財産」の部に分けるとされていますが、会計規程第4条では資産、負債及び「資本」に分けるとされています。</p> <p>2 計算書類の作成 計算書類の様式の一部において、次のような「公益法人会計基準」に準拠していない処理がなされていたので改善してください。</p> <p>(1) 総括表の削除 特別会計を設けていないにもかかわらず総括表が作成されていました。</p> <p>(2) 固定資産の内容表示 財産目録に固定資産等の内容の表示がありません。</p>	
意見	<p>改革基本方針の実施状況</p> <p>県の関与廃止に向け、県からの嘱託職員3名の派遣を段階的に平成18年度末までに廃止することとなっていますが、平成17年当初には2名が派遣され、一部の業務を担っている状況です。</p> <p>事務執行体制の見直しを含め、県商工部をはじめ関係機関と十分な協議をして進めてください。</p>	

監査団体名	株式会社長野協同データセンター	NO. 11
監査年月日	平成17年11月17日	所管部局 商工部
監査対象事項	出資金	30,000,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	
意見	<p>1 改革基本方針の実施状況 会社事業の推進に対し県は積極的に支援するとされていますが、これまでに十分な支援がなされたとはいえません。</p> <p>会社では、中小企業支援センターの経営診断を受け、経営計画方針を立て業績の回復に取り組んでいます。</p> <p>2 経営状況と課題</p> <p>(1) 平成17年7月1日現在11名の重度身体障害者が雇用され、全社員に占める割合は45.8%です。うち4名は設立以来雇用されています。</p> <p>平成17年6月期決算は3,087万余円の当期損失となりました。売上高と外注費が同額の利益のない取引4,000万円を計上しましたこと等により、粗利益率は前年度の19%から5%に激減しました。純資産は7,664万余円となり、資本金1億円に比して23.36%下落しています。経営計画の着実な達成を目指してください。</p> <p>(2) 親会社である株式会社協同測量社が52.3%の出資を行っていることから、同社の業績や経営方針に大きく影響されます。連結決算ベースでの経営改善策が求められています。また、設立以来、全国で数少ない重度障害者多数雇用事業所であることから設立時の経営理念を守り健全な親子会社関係を維持発展させてください。</p>	

監査団体名	社団法人長野県地域開発公社	NO. 12
監査年月日	平成17年11月2日	所管部局 企業局
監査対象事項	出資金	15,000,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。	

意見	<p>1 改革実施プランの実施状況 公団は、改革実施プランのスケジュールに則り、平成16年度末で保健休養地の分譲等の事業を終了し、平成17年4月1日に解散し、清算中です。なお、飯綱リゾート開発株式会社から平成17年7月28日に長野地方裁判所へ5,140万円の損害賠償請求訴訟が提起されています。</p> <p>2 平成14年度決算時の監査意見と清算に係る確認事項</p> <p>(1) 株式保有の原則禁止 公団は平成14年度決算時に、浅間高原観光開発株式会社についての株式2億150万円と貸付金2億5,000万円を所有していましたが、同社は債務超過目前でした。また、飯綱リゾート株式会社についても株式1億6,800万円を所有し、同社借入金に対し1億8,000万円の債務保証をしていましたが、同社は大幅な債務超過でした。 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)によれば「原則として、営利企業の株式保有等を行なってはならない。」とされ、「処分が困難な株式を保有しているものについては、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。」とされ、真摯に受け止める要請をしましたが株式保有を継続し、事業報告書にも記載されませんでした。</p> <p>(2) 資産・負債の厳格な査定 平成14年度団体監査において資産・負債の厳格な査定を実施する必要があるとして要請したところですが、厳格な査定は実施されませんでした。厳格な査定を実施する必要があるとして要請した項目が清算手続でどのように処理されたかを示すと次のとおりです。</p> <p>ア 株式に係る評価減の実施 株式の特別損失2億2,300万円が計上されました。他に、株式1億5,350万円を保有していますが評価減していません。</p> <p>イ 貸付金に係る貸倒引当金の計上 特別損失に貸倒損失が1億8,500万円計上されました。他に、貸付金が6,500万円ありますが取立不能額を見込んでありません。</p> <p>ウ 債務保証に係る債務保証損失引当金の計上 清算手続で4億2万余円支援金として支払われました。</p> <p>エ 用地開発仮勘定及び土地等に対する減損会計の適用 用地開発仮勘定4億6,721万余円に対応する平成17年度固定資産税評価額は322万余円ですが減損処理していません。土地はゴルフコース施設含めて帳簿価額8億7,267万余円が5,133万余円で売却されました。スキー場設備4億933万余円は全額、特別損失に計上されました。</p> <p>オ 退職給与引当金計上不足 平成15年度決算で引当金残高は9,345万余円でしたが、平成16年度に追加分として特別損失1億7,469万余円計上されました。公団の都合による増額は4,304万余円であり、これを除いても大幅な過年度引当不足がありました。 以上から、平成15年度決算は正味財産を12億2,256万余円計上していますが、事実上債務超過であり、支援金や退職金等の財源不足を補うために平成17年度において交付決定された県(企業局)からの公団清算補助金8億6,620万余円が必要となりました。</p>
----	--

監査団体名	財団法人長野県体育協会	NO. 13
監査年月日	平成17年11月2日	所管部局 教育委員会
監査対象事項	1 補助金(社会体育振興事業補助金) 152,075,553 円 2 負担金(ジュニア競技向上事業共催負担金) 22,855,000 円	
監査結果	指導事項 1 競技用備品の貸付管理 競技用備品(取得価額の累計1億6,654万3,513円)が競技団体に貸し付けられていますが、備品の状況等は毎年確認し、適正な管理を行う必要があります。 2 計算書類の作成 「公益法人会計基準」が適用されておらず、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等の計算書類が作成されていません。必要諸表の作成が必要です。 3 備品の減価償却 財産目録においては、備品の減価償却が行われておらず、取得価額が記載されていました。適正な減価償却を行う必要があります。	
意見	1 改革基本方針の実施状況 県関与の抜本的な縮減に向け、平成16年度には県派遣職員2名を削減し、補助金も段階的に県の直接執行へ切り替えてきています。 県も基本的な支援を行っていく方針とお聞きしましたが、協会は経費節減に併せて、基金運用益のほか自主財源の確保に努力が必要です。このために賛助会員制度を考えていますが、会員の募集方法、会費の徴収方法などには工夫を凝らしてください。 2 長野県スポーツ振興基金(財産目録上「基本財産」の一部に位置付けられている)については、一部(約6億2,000万余円中2億5,000万円)が仕組債(海外の発行元による円建ての債券(30年債)で、利子がドル建て(年4.7~4.9%)で計算されるいわゆるデュアル債)で運用されています。円建てであり、比較的高い利回りを得られるため基金の運用として不適切とはいえませんが、超長期債のため発行元の経営状況によりリスクが生ずるおそれがあり、今後とも注意する必要があります。	